

校訓「志成」

有志者 事竟成

－志有る者、事ついに成る－

(後漢書「耿弇列伝」)

「志有る者こそ、何事も実現できる」という意味で、意欲と目標を持って努力することの大切さを説いたことばである。本校セミナーハウス「志成館」は、このことばにちなんで命名された。

目指す生徒像

校訓「志成」のもと自主的・自律的に考え行動するとともに、視野を地域から世界へ広げ、何事に対しても意欲を持って取り組める心豊かな生徒を育成する。

中学校教育目標

知・徳・体の調和がとれ、地域に根差し国際社会に生きる生徒

高等学校教育目標

たくましく豊かな人間性を育み、未来社会に貢献できる生徒

育てたい資質・能力

〔志〕… 自分をよく知り、未来を描く力

他者・社会・世界をよく知り、異なる価値観を受け入れる力

〔成〕… 他者と関わりながら自律的に行動できる力

先を見通し、論理的に思考できる力

生活のきまり（中学校）

規則正しく、充実した学校生活を送るために次にかかげる「生活のきまり」をしっかりと守り、みんなで明るく楽しい学校生活を送る。

(I) 登 下 校

1. 通学においては、あらかじめ指示された通学路を通り、交通ルールやマナーを守ること。
2. 朝は余裕をもって登校し、遅刻をしないこと。(始業時刻は8時35分)
3. 下校時刻を厳守すること。完全下校時刻は下記を基本とする。ただし、天候等の事情により変更することもある。

4月	～	9月前半	18時00分
9月後半	～	秋季総体	17時30分
秋季総体	～	1月	17時00分
2月	～	春季休業	17時30分
4. 登下校の際は、気持ちの良い挨拶をすること。
5. 登下校の途中で、寄り道をしたり、買い食いをしたりしないこと。
6. 自転車通学については、事前に学校の許可を得、定められた場所に駐輪すること。

(II) 学校内での生活

1. 下校時までは勝手に校外に出ない。特別な理由があつて校外に出るときは、担任の先生に許可をもらってから外出すること。
2. 授業開始のチャイムで授業が開始できるよう、休み時間中に次の授業の準備をし、着席して待つこと。また、教室移動は休み時間中に終えること。
3. 授業中は先生の説明や仲間の意見をしっかりと聞き、積極的に授業に参加し、みだりに立ち歩いたり、教室を出入りしたりしてはならない。
4. 学校内において所持品を紛失したときは、すみやかに担任の先生等に届け出ること。
5. 校舎内において危険な行為や人の迷惑になるような行為はしてはならない。
6. 公共施設や公共物を大切にし、校舎・校具等を破損したときは、すぐに担任の先生等に届け出、破損額については弁償すること。

(III) 学校外での生活

1. 外出するときは「いつ、どこへ、だれと、何をしに、いつ帰る」を必ず保護者に知らせておくこと。また、外出中や登下校の途上で、身の危険を感じる事が起こったら、次のように行動すること。
 - ①危険なもの（人）には近寄らず、近くの家や人に助けを求める。
 - ②助けを求めた人に詳しく事情を話し、学校や家庭に連絡してもらう。
2. 甘い誘いのことばや知らない人の呼びかけには応じないこと。また、プライバシー（個人的な情報）に関わること（住所・電話番号・生年月日等）は安易に人に教えない。
3. 外出するときは、派手な服装、だらしない服装、装飾品、化粧品等はしない。
4. 映画館、ボーリング場、スキー・スケート場、飲食店等への出入りは必ず保護者の許可を得ること。また、カラオケボックスやゲームセンターへは生徒だけでは出入りしないこと。
5. 夜の外出や友人の家での外泊はしない。
6. 友だち同士での物の売買や金銭の貸し借りはしない。
7. 旅行、ハイキング、登山等については、保護者の指導と助言のもと、安全に十分心がけて実施すること。
8. 家事の手伝いを進んで行い、地域社会のボランティアや行事にも積極的に参加すること。

(IV) そ の 他

1. いじめや暴力を受けたり、見たり聞いたりしたときは、すぐに担任の先生等に報告や相談をすること。
2. 本校は併設型の中高一貫教育校であり、高校生と校舎を共有し、生活を共にしており、生徒会活動や部活動等、高校生と合同で行う機会も多いため、次にあげる点に注意し、有意義な交流ができるように努めること。
 - ①生活指導は年齢に応じた指導を行うので、高校生と中学生では指導方針が異なる。高

校生には認められていても、中学生には認められないことも多いので注意すること。

②高校とは、行事や日課が異なる場合があるため、高校生の学習活動等に迷惑がかからないように行動すること。

③高校生と協力をしながら、活動を充実させ、交流を深めること。

服装・頭髪・所持品のきまり

男子制服（本校指定のもの）

冬服（11月～4月）

1. 2つボタン型スーツ（濃紺色）
2. マーク入り長袖シャツ（白 色）
3. ネクタイ

夏服（6月～9月）

1. 夏季用スラックス（濃紺色）
2. 夏季用マーク入り長袖シャツまたは半袖シャツ（白色）

女子制服（本校指定のもの）

冬服（11月～4月）

1. 2つボタン型スーツ（濃紺色）
2. マーク入り長袖シャツ（白 色）
3. 襟元にネクタイ（ピンク色ストライプ）を着用すること。リボン（ピンク色ストライプ）も可とする。ただし、式典等正装はネクタイを着用。

夏服（6月～9月）

1. 夏季用スカートまたはスラックス（濃紺色）
2. 夏季用マーク入り長袖シャツまたは半袖シャツ（白色）

※スカートの長さは膝頭より短くしないこと。

（注1）5月、10月を移行期とし、夏服または冬服を着用することができる。

（注2）冬季（11月～4月）には制服の上着を着用の上、学校指定のセーター・ベストを制服の下に着用してもよい。また、校内においては学校指定のセーター・ベストのみでの活動を可とする。尚、移行期（5月・10月）においては上着を着用せず学校指定のセーター・ベストのみでの登下校・校内での活動を可とする。夏季においては学校指定のセーター・ベストの着用は可とする。その際、ネクタイ・リボンは着用してもよい。

靴下

男女とも白または紺・黒・グレーの無地のものとする。ワンポイントは可とし、華美でな

いものとする。ルーズソックス、レッグウォーマー、ルームソックスは禁止。女子のストッキングは黒・肌色の無地とする。

靴

1. 上履きは本校指定のスリッパとする。
2. 体育館シューズは本校指定の運動靴とする。
3. 下靴は男女とも運動靴とする。雨天や積雪時はレインシューズや長靴を使用してもよい。下靴については高価なものはいてこないこと。

防寒用衣類

1. 無地で、色・型・材質ともに中学生らしく華美でないものとする。
色…黒、紺、茶、白、グレー、ベージュの単色のもの。
2. 運動部で指定されたウインドブレーカー類は着用を認める。指定のない部については、1に準じる。
3. 教室内においては、防寒着や手袋、マフラー等は着用しない。
なお、体調不良等で着用が必要なときは、担任に申し出て許可を得ること。
4. 授業中のひざもとの防寒の目的で、ひざ掛けの使用を許可する。

体操服

本校指定のトレパン・トレシャツ（夏用・冬用）を着用する。

雨具

自転車通学生は、雨天時には雨がっぱを着用すること。（交通安全を考慮し、夜間にも分かりやすいものがよい。色は明るいものが望ましい）

カバン

1. 通学用カバンについては特に定めないが、機能的で、学校生活にふさわしいものであること。（リュックや学生カバンがよい）
2. 必要に応じて、セカンドバッグを使用してもよい。（体操服を入れるようなもの）

ベルト

黒を基調とした華美、特異でないものを使用する。

頭髮

1. 男女とも中学生らしく、健康的で清潔感の感じられる髪型であること。
2. パーマ・染色・脱色・カール・エクステンションなど人工的な加工を施すことや特異な髪型を禁止する。
3. 髪どめは、華美でないものを使用すること。

装飾

1. ピアス、イヤリング、指輪、ペンダント等のアクセサリー類は禁止する。
2. マニキュア、口紅、マスカラ、アイシャドウ等の化粧は禁止する。

所持品

1. 毎日の時間割を確認して忘れ物をしない。
2. 不必要な金品や高価なもの、遊具やマンガ類は学校に持ち込まない。
3. 昼食用以外の飲食物は持ってこない。
4. 所持品には全て名前を書くこと。
5. 通学定期などの貴重品は、各自で鍵付きロッカーに入れて管理すること。
6. 携帯電話は学校生活においては不要なものであり、学校への持ち込みは原則として禁止する。緊急の連絡については、学校が取り次いだり、学校の公衆電話（1階事務室前）を利用したりすることができる。
7. 駅での送迎の連絡等、どうしても携帯電話を利用しなければならない事情がある場合は持ち込みを許可するが、学校の敷地内では使用してはならない。敷地内では電源を切り、登校後すぐ鍵付きロッカーに入れて各自で管理すること。

諸届・連絡について

1. 欠席や遅刻の場合は、朝8時15分までに保護者に Google スプレッドシートの「河瀬中高欠席連絡-(回答)」に欠席連絡を入力してもらうこと。または、保護者に電話で学校に連絡してもらうこと。
2. 通院等のために早退する場合や、怪我等により制服を着用できない（異装）の場合は、学級担任の先生に届け出ること。
3. インフルエンザ等で出席停止になったときは、本校所定の届出用紙（ホームページからダウンロード可能）を使用し、医師に必要事項を記入してもらって、提出すること。
4. 忌引のときは、その旨を学校に届け出て、次の期間内登校を自粛することができる。

血族	一親等の直系尊属（父・母）	7日以内
	二親等の直系尊属（祖父母）	3日以内
	三親等の直系尊属（曾祖父母）	3日以内
	二親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日以内
	三親等の傍系者（伯叔父母・甥・姪）	1日以内
姻族	二親等の傍系親族（義兄姉等）	1日以内
	三親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日以内

忌引を終えて登校したとき、学級担任に届け出ること。

5. 定期考査を欠席した場合は「考査欠席届」の提出が必要になるので、学校に連絡の上、病院を受診し、そのことが分かる書類（日付、氏名入りの病院の領収書など）を裏面に添付して提出すること。

6. 住所や電話番号、保護者名などが変更になった場合は、学級担任に申し出て、本校所定の届出用紙に記入し提出すること。

通学のきまり

1. 通学については各自が最も安全と思われる通学路を学校に届け出て、勝手に変更することのないように注意すること。J Rを利用する場合は、河瀬駅から学校までは定められた通学路を利用する。
2. 徒歩通学者は、歩道や横断歩道を利用すること。
3. 自転車通学を希望するものは「自転車通学許可願」を提出すること。許可することが適当と認められたものには許可証（ステッカー）を交付する。
4. 自転車通学を許可されたものは次のことを守ること。

(1) 車体に関する規定

- ①普通車を原則とし、派手な飾り等はつけない。
- ②色は落ち着いた色調のものであること。カラフルなものは避ける。
- ③両立スタンドを使用する。
- ④標準ハンドルのものを使用する。
- ⑤車体後部の泥よけ（テールライトの上）に本校指定の通学許可ステッカーを貼付する。また、前部の泥よけに必ず住所、氏名を記入する。
- ⑥車体（特にブレーキやライト、タイヤの空気圧等）を定期的に点検し、異常があった場合は必ず修理しておく。
- ⑦自転車は所定の場所に置き、必ずはずれにくいカギをかけておく。

(2) 通行・運転に関する規定

- ①常に安全運転を心がける。
- ②乗車時には必ずヘルメットを着用する。
- ③交通ルールを守り、道路の左端を一行で通行する。
- ④傘さしや片手運転、二人乗りをしない。
- ⑤歩道を通行しない。

規定に違反した場合は、自転車通学の許可を取り消すことがある。

5. J Rやバスを利用して通学するものは、乗降車のルールやマナーをきちんと守ること。
6. 定期券を利用する場合は、有効期限を確認し、不正使用のないように注意する。
7. 定期券の貸し借りをしてはならない。
8. 乗車駅まで自転車を利用するものは、必ず正規の自転車置き場や自転車預かり所を利用すること。自転車を放置してはならない。自転車を利用するにあたっては、前項の規定を守る。
9. 暴風警報について

午前 6 時現在で「暴風（雪）警報」「特別警報」が出されているときは、臨時休校（家庭学習）とする。

警報が出されているかどうかは、防災気象情報等で確認すること。

生徒心得（高等学校）

1. 常に高校生らしい身なり、服装、態度で学校生活を送る。

1) 服装は本校指定の制服でなければならない。

男子…濃紺色 2 つボタン型スーツ、マーク入り長袖シャツ（水色）、マーク入り半袖シャツ（水色）、指定ネクタイ及び濃紺色マオカラー型詰襟学生服上下、マーク入り長袖シャツ（水色）、マーク入り半袖シャツ（水色）、濃紺色夏季用スラックス

女子…濃紺色 2 つボタン型スーツ（スカートまたはスラックス）、マーク入り長袖シャツ（水色）、マーク入り半袖シャツ（水色）、指定ネクタイ（リボンを着用しても良いが、式典等正装はネクタイ着用）及び濃紺色 3 つボタン型スーツ（スカートまたはスラックス）、マーク入り長袖シャツ（水色）、マーク入り半袖シャツ（水色）、濃紺色夏季用スカートまたはスラックス

2) 制服着用の時期は次の通りである。

着用期間

11 月～4 月（冬季）

男子…濃紺色 2 つボタン型スーツおよび濃紺色マオカラー型詰襟学生服上下（上着下は指定のシャツ）

女子…濃紺色 2 つボタン型スーツおよび濃紺色 3 つボタン型スーツ（上着下は指定のシャツ）

6 月～9 月（夏季）

男子…マーク入り半（長）袖シャツ（水色）、濃紺色夏季用スラックス

女子…マーク入り半（長）袖シャツ（水色）、濃紺色夏季用スカートまたはスラックス

5 月、10 月 移行期とし、冬季または夏季の服装とする。

註(1)5 月 10 月を移行期とし、夏服または冬服を着用することができる。なお、着用期間以外のものを着用する時は、担任に事情を届け出ること。

註(2)スカートの長さは膝頭より短くしないこと。

3) 左胸に胸章を付ける。または、詰襟学生服の場合は襟章を付ける。

4) 冬コート（防寒着）を登下校時に制服の上に着用する場合は次のようなものとする。

- ・色は、黒・紺・茶・グレー・ベージュ・白等で、高校生らしく華美でないものとする。
- ・運動部で指定されたグランドコート類は着用を認める。
- ・教室内においては、防寒着や手袋、マフラー等は着用しない。体調不良等で着用が必要なときは、担任に申し出て許可を得ること。

5) 冬季（11 月～4 月）には制服の上着を着用の上、学校指定のセーター・ベストを制服の下に着用してもよい。また、校内においては学校指定のセーター・ベストのみでの活動を可とする。尚、移行期（5 月・10 月）においては上着を着用せず学校指定のセーター・ベストのみでの登下校・校内での活動を可とする。夏季においての学校指定のセーター・ベストの着用は可とする。その際、リボン・ネクタイは着用してもよい。

6) 靴下については次の通りである。

白または紺・黒・グレーで無地のものを着用すること。ワンポイントは可とし、華美でないものとする。

ストッキング（黒または肌色）を着用してよい。ルーズソックス・レッグウォーマー・ルームソックスは禁止とする。

7) 履物は運動靴が望ましい。華美なもの、特異なものは禁止する。上履きは校内指定上履きを使用する。クロックス等のスリッパ類での通学を禁止する。

8) やむをえず規定以外の服装をする場合は、所定の異装届を提出して許可を受ける。

2. かばんは、学生らしいかばんを用いること。

3. 頭髪は染色・脱色・パーマ・カール・エクステンション等、特異な髪型を禁止する。髪を留める場合は、華美でないものを使用すること。

4. イヤリング、ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品を着けることや、マニキュア、口紅等の化粧などは禁止する。

5. 交通に関すること

マナーをよく守り、安全に気を付ける。

1) 自転車利用の場合は、許可証をテールライトの上部に貼り、決められた自転車置場に置くこと。特異な自転車は使用してはいけない。

2) バイクの免許は取得してはならない。乗ったり、乗せてもらったりしてはならない。

3) 自動車免許の取得に関しては、就職が内定した者は二学期期末考査終了以後自動車学校への入校手続き及び入校を認める。進学先が決定した者は家庭学習に入った時点から自動車学校への入校を認める。ただし、免許を取得した者は、保護者に預け卒業まで運転しないこと。

4) 自転車通学者は、雨天時にレインコートを着用すること。（傘さし運転禁止）

6. 特別な許可がある場合を除き、アルバイトは許可しない。

7. 暴力行為はあってはならない。

8. 公共物を大切に使用し、破損しないように気を付けること。破損した場合は、破損届を提出し、指導を受けること。

9. 外出 登校後放課後までしてはならない。特別な場合は担任に届け出て、許可証の交付を受け、携行すること。

10. 諸届・連絡について

1) 欠席や遅刻の場合は、朝8時15分までに保護者に Google スプレッドシートの「河瀬中高欠席連絡-(回答)」に欠席連絡を入力してもらうこと。または、保護者に電話で学校に連絡してもらうこと。

2) 早退の場合は、必ず担任に届け出て、許可証の交付を受け、帰宅後、直ちに学校へ連絡すること。

3) 通院等のために早退する場合や、怪我等により制服を着用できない（異装）の場合は、

学級担任の先生に届け出ること。

4) インフルエンザ等で出席停止になったときは、本校所定の届出用紙（ホームページからダウンロード可能）を使用し、医師に必要事項を記入してもらって、提出すること。

5) 忌引のときは、その旨を学校に届け出て、次の期間内登校を自粛することができる。

血族	一親等の直系尊属（父・母）	7 日以内
	二親等の直系尊属（祖父母）	3 日以内
	三親等の直系尊属（曾祖父母）	3 日以内
	二親等の傍系者（兄弟姉妹）	3 日以内
	三親等の傍系者（伯叔父母・甥・姪）	1 日以内
姻族	二親等の傍系親族（義兄姉等）	1 日以内
	三親等の傍系尊属（伯叔父母）	1 日以内

忌引を終えて登校したとき、学級担任に届け出ること。

6) 定期考査を欠席した場合は「考査欠席届」の提出が必要になるので、学校に連絡の上、病院を受診し、そのことが分かる書類（日付、氏名入りの病院の領収書など）を裏面に添付して提出すること。

7) 住所や電話番号、保護者名などが変更になった場合は、学級担任に申し出て、本校所定の届出用紙に記入し提出すること。

11. 外泊 無断外泊は禁止する。

12. 学校生活に不必要なものは持ち込んではならない。

13. 貴重品は各自で確実に管理すること。

14. 携帯電話・スマートフォン等に関すること

1) 使用については、SHR 開始 5 分前・授業間の休み時間・5 限予鈴後の使用を禁止する。
不要な使用を避け、マナーを守ること。

2) 考査中は、教室内に持ち込んではならない。